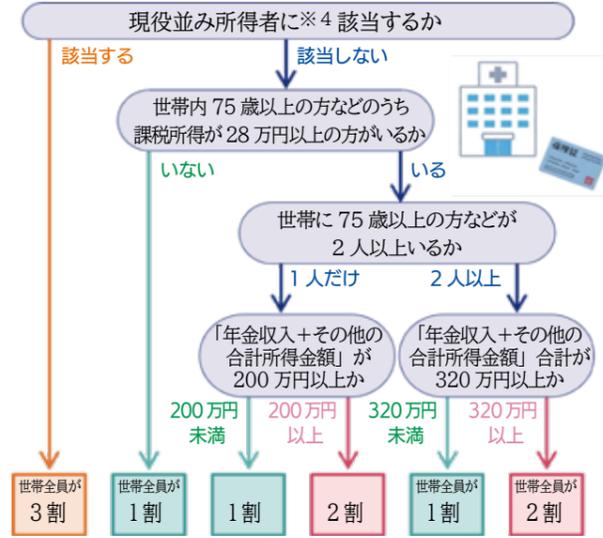


# 後期高齢者医療に加入されている方で一定以上所得のある方の医療費の窓口負担割合が2割に変わります

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方など※1の課税所得※2や年金収入※3など（令和3年中のもの）をもとに、世帯単位で判定します。



住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

※1 65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除など、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）などを差し引いた後の金額です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。（一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります）

問合せ／  
**【医療費窓口負担割合の見直しに関すること】**  
 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課  
 ☎018-853-7155  
 仙北市民生活課 国民健康保険係 ☎43-3316  
**【今回の制度改正の見直しの背景などに関すること】**  
 厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719

## 介護保険事務所から

### 介護保険住宅改修受領委任払事業者の新規登録研修会の開催について

住宅改修費の支給にかかる受領委任払事業者は登録申請が必要で、次の研修会を受講された事業者のみ登録申請が可能です。現在、登録の受領委任払事業者の有効期間は、令和6年11月（最長3年）までです。そのため、令和4年度は新規登録研修会のみを開催し、更新の研修会は開催しません。

この研修では、受領委任払いを利用して住宅改修を行う際の流れや介護給付の対象となる住宅改修の項目、よくある質問などを内容とします。

申込・問合せ ▶ 介護保険事務所 保険給付班  
 ☎0187-86-3911 FAX 0187-86-3914

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度に加入されている方の医療機関窓口での自己負担割合が、現行の「1割」と「3割」に加え、新たに「2割」が新設されます。

これに伴い、後期高齢者医療に加入されている皆様の方に、有効期限が令和4年10月1日から令和5年7月31日までの保険証（水色）を9月末までに送付します。

保険証は、市民生活課から簡易書留郵便で送付します。10月1日以降は、新しい保険証（水色）をお使いください。

現在お持ちの保険証は10月1日から使用できませんので、有効期限が過ぎましたら市民生活課、田沢湖・西木市民センターまたは各出張所の健康保険担当窓口へ返却していただくか、ご自分で裁断するなどして廃棄してください。

### 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う1か月の負担増加額を3,000円までに抑えます。払い戻しのために口座を登録していただく必要がある場合には、令和4年9月末に、広域連合から申請書を郵送します。

※既に高額療養費の払い戻しについて口座が登録されている方には、申請書は郵送されません。

**【配慮措置が適用される場合の計算方法】**  
 例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合が1割のとき①	5,000円	1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。
窓口負担割合が2割のとき②	10,000円	
負担増③(②-①)	5,000円	配慮措置
窓口負担増の上限④	3,000円	
払い戻しなど(③-④)	2,000円	

**受領委任払いとは…**  
 被保険者から受領委任を受けた住宅改修業者には介護給付内工事代金の1割、2割または3割が被保険者から支払われ、残りの9割、8割または7割が介護保険事務所から支払われる制度です。

# 国保の窓口から 問合せ 仙北市民生活課 国民健康保険係 ☎43-3316

## 人間ドック受診助成制度のお知らせ

### 《国民健康保険・後期高齢者医療》

仙北市民健康保険および後期高齢者医療では、病気の早期発見・早期治療に役立てていただくため、人間ドック受診の助成を実施しています。

制度を活用して人間ドックを受診し、健康状態をチェックしましょう。

**【対象者】**  
 仙北市民健康保険の被保険者で、年齢が当該年度で35歳以上75歳未満（後期高齢者医療の対象者を除く）の方

前年度までの国保税を完納されている方

保健課実施の特定健診と重複して受けることはできません

**【後期高齢者の人間ドック助成】**  
 仙北市民生活課がある後期高齢者医療の被保険者で、当該年度に国保の人間ドック助成を受けていない方

前年度までの後期高齢者医療保険料を完納されている方

保健課実施の健診と重複して受けることはできません

助成金額  
 どちらも1人2万1000円

を限度とし、年度内で1回のみの受診が可能です。

**【受診医療機関】**  
 市立角館総合病院  
 市立田沢湖病院  
 大曲厚生医療センター

※受診希望の方は、直接医療機関へ予約をしてから助成金の申請を行ってください。窓口で受診日の確認をお願いします。

**【実施期間】**  
 令和5年3月31日まで

**【持参するもの】**  
 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証

**【受付場所】**  
 仙北市民生活課各庁舎・各出張所の国保担当窓口

**【その他】**  
 申請をしないで受診し、費用を全額支払った場合でも、年度内に申請することによって助成を受けることができます。

印鑑・領収書・金融機関の通帳、ドックの受診結果（後日の提出も可能）を持参し、受付場所で手続きをしてください。

## 新しい被保険者証をお送りします

現在、国保に加入されている方は、10月1日から使用する新しい被保険者証を9月中旬に簡易書留郵便でお送りしますので、受領印を押印のうえ、お受け取りください。

被保険者証は、皆さんが保険医療機関で受診するときに国保の加入者であることを確認できる唯一の証明書です。

そこで、受診される方は次のことを必ず守ってください。

現在入院中あるいは通院中の方は、10月1日から新しい被保険者証を必ず保険医療機関などの窓口へ提示してください。

70歳以上の方は、別途負担割合を表す証として「国民健康保険高齢受給者証」を交付していますので、

**資格異動の手続きの際は…**  
 社会保険への加入や転出など、国保の資格異動の手続きの際は、速やかに異動する方の被保険者証を市役所へ持参してください。また、世帯主の変更や住所変更などの際は、国保に加入する世帯全員の被保険者証を市役所へ持参してください。

**ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について**  
 ジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担額を500円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします（8月・2月送付予定）。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に作られた薬（新薬・先発医薬品）の特許が切れてから作られ、新薬と効き目や安全性などが同等と認められた安価な薬です。

ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師に十分にご相談ください。